

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複写（コピー）・転載・販売することを禁じます。

## (一社)エポキシ樹脂技術協会の活動と 化学物質管理の取り組み ～委員会活動と国内外における ビスフェノールA規制への対応を中心に～

### (一社)エポキシ樹脂技術協会

事務局長 高橋 泰 (たかはし やすし)  
理 事 大関 一男 (おおぜき かずお)  
理 事 武田 恭幸 (たけだ やすゆき)  
EHS委員会委員長 ※三菱ケミカル(株)  
齊田 敦朗 (さいた あつお)

多種多様な産業分野において広く使用され、容易には替えの利かないエポキシ樹脂ではありますが、その原料となるビスフェノールAに対しては、欧州をはじめ日本国内においても、現在規制化の動きが強まっています。7月号ではエポキシ樹脂のメーカーを中心に組織された(一社)エポキシ樹脂技術協会にインタビュー取材をいたしました。安全性委員会、EHS委員会をはじめとした協会の活動を中心に、規制化への対応について、高橋氏、大関氏、武田氏、齊田氏より詳しく紹介をいただいておりますので、関係各位の皆さまにはぜひご一読願えましたら幸いです。

### (一社)エポキシ樹脂技術協会について

—— 本日はお忙しい最中にお時間をいただきまして、ありがとうございます。(一社)エポキシ樹脂技術協会様のご活動や化学物質規制対応の取り組みについてご紹介を願えましたら幸いです。早速ながら、はじめに、貴協会の活動のあらましについてお伺い出来ますでしょうか。

一同 本日はどうぞよろしくお願いたします。

高橋 それでは、われわれ(一社)エポキシ樹脂技術協会のあらましについてご紹介いたします。

当協会は横浜国立大学 元教授の高橋昭雄先生に会長を、東京科学大学教授の久保内昌敏先生に副会長をお務めいただいております。加えて大学や研究機関等の識者の先生方 23 名にも特別会員(個人)となつていただいております。通常(法人)会員としては、エポキシ樹脂のメーカーからなる特別維持会員が 6 社、硬化剤メーカー等の維持会員が 12 社、またエポキシ樹脂の関連企業である正会員が 39 社という構成です。

“エポキシ樹脂工業一般に関する技術の進歩、普及ならびに産業の発展に資する”ことがわれわれの大切な役割ですので、そのために『総説エポキシ樹脂 最近の進歩 I』、『解説エポキシ樹脂 全 4 巻』、『(復刻版)入門

エポキシ樹脂』といった書籍や、また数年おきに改訂する『新・エポキシ樹脂・硬化剤 正しい取扱いの手引き』というガイダンスの発行をいたしております。

なお、当協会の安全性委員会および同委員会から発展してつくられたEHS委員会は、2016年に解散となったエポキシ樹脂工業会の業務を引き継いだものです。国内外の法規制について会員の皆さんと共有しながら、アドボカシー活動を進めています。特に後者の委員会では、経産省や厚労省、環境省とコンタクトして業界としての考え方を説明したり、要望をお伝えしたりという活動をしています。



事務局長の高橋氏 今回のインタビューを取り仕切っていただいた

## エポキシ樹脂の使用分野とは？

—— つづいて、エポキシ樹脂の使用分野や用途についても教えていただくことは出来ますでしょうか。

武田 それでは、こちらは私からご説明します。エポキシ樹脂の使用分野は塗料分野、電気分野、土木・建設・接着分野、複合材料分野、その他分野と多岐にわたり、自動車用、食品缶用から難燃剤用、文化

財修復まで、様々な業界でお使いいただいています(図表 1)。用途別の需要量としては、塗料分野、電気分野がそれぞれ 40%と多く、残りの 20%を土木、建築、接着、複合材、その他の分野が占めています。

2012 年以降におけるエポキシ樹脂の日本国内生産量の実績をみてみると、12 万トンほどでほぼ横ばいで

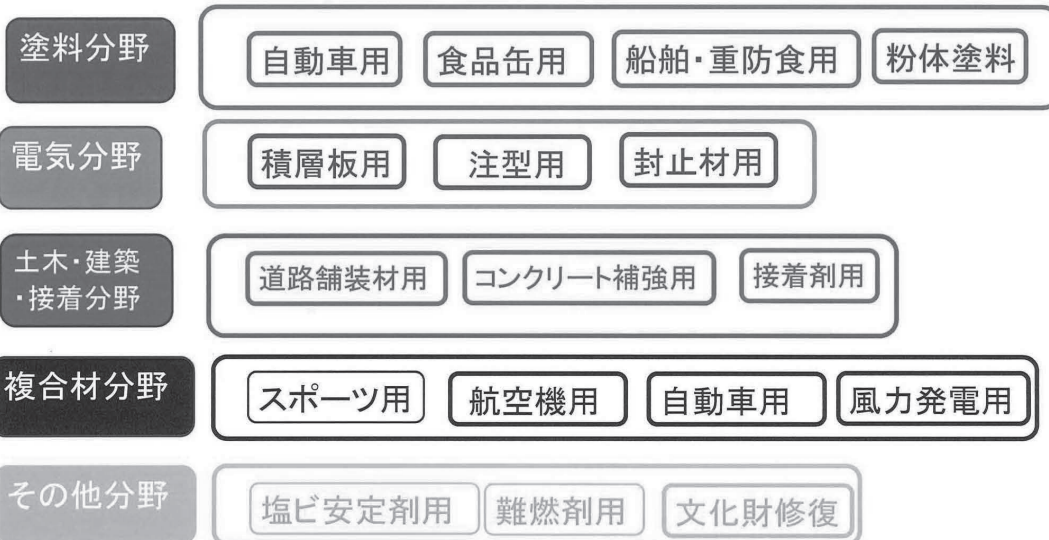
推移しているのですが、かたや世界市場が伸びていまして、2023年に500万トンの生産数量であったところが、2026年には600万トンに拡大すると予想されています。地域としては特にアジア太平洋地域、中東地域で、用途としては、特に塗料用途、建設用途、自動車用途で需要が増えるだろうと予測されているところです。

あわせて日本の輸出・輸入数量をお示しすると、4万トンを輸出して、4万トンを輸入しているという状況です。輸出しているのは、たとえば積層板用途の高耐熱グレードの製品ですとか特殊な用途のものが多くです。対して輸入しているのは汎用品が多く、主な輸入先は中国、韓国などの国です。



理事の武田氏 手許に「正しい取り扱いの手引き」をいただいて安全性委員会の紹介をいただいた

## エポキシ樹脂の用途



図表 1

## 特集 1

# EU REACH規則・CLP規則を中心とした EU 化学物質規則の動向について

コンサルタント 嶋田 昇 (しまだ のぼる)

### はじめに

欧州連合(EU)REACH規則、CLP規則および持続可能な製品のためのエコデザイン規則(ESPR)を中心とした欧州化学物質規則の動向について紹介する。(本稿は 2025 年 4 月 20 日までの情報に基づいて執筆した)

### 1. EUの法体系

EUの法体系を簡単に紹介すると次頁図表1のようになる<sup>1)</sup>。

### 2. EUグリーンディール(European Green Deal)<sup>2)</sup>

欧州連合(EU)の執行機関である欧州委員会が2019年12月11日に公表した包括的な気候変動政策の取り組みであり、欧州において2050年には気候中立を実現するという目的を持っており、CO<sub>2</sub>削減は1990年比55%削減を掲げている。

2019年から2024年の5か年における6つの優先政策の1つであり、2050年にカーボンニュートラルおよび国内総生産(GDP)の倍増を目指すため、温暖化ガス(GHG)削減だけでなく8つの環境分野における方針等を示した政策である。

6つの優先政策とは、

1. EUグリーンディール(次頁図表2参照)
2. EU市民のための経済
3. デジタル時代に適合した欧州
4. EUの生活様式の保護
5. 世界におけるより強い欧州
6. EUの民主主義のさらなる推進

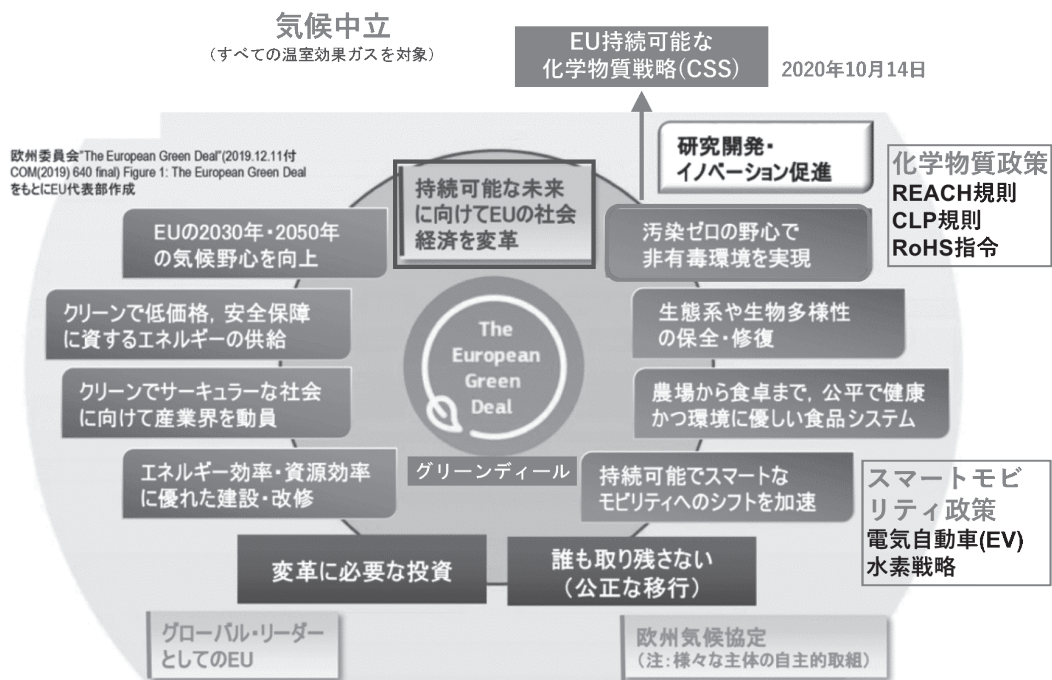
このうち、特にグリーン化とデジタル移行が重視されている。

8つの環境分野の政策とは、

1. EUの2030年および2050年の気候目標の強化
2. 手頃で安価なクリーンエネルギーの供給
3. 産業をクリーンな循環経済(circular economy)へ移行
4. エネルギー効率・資源効率のよい建築・改修
5. よりクリーンで、低コストかつ健康的な私的移動手段や公共交通形態を普及
6. 「農場から食卓(Farm to Fork)」公平で健康的な環境にやさしい食料システム
7. 生態系および生物多様性の保護と再生
8. 有害物質のない環境を目指す汚染ゼロ(a zero pollution ambition for a toxic-free environment)を目標

図表 1 EU の法体系

法令の種類	概要
規則 (Regulation) [REACH, CLP, Battery, ESPR, European Chips Act など]	EU の規則は、欧州連合の加盟国の法令を統一するために制定され、その国に直接の効力を持ち、個々の国に効力をもたすための国内法を必要としない。すべての国内法に優先する。 規則は次の 2 つに区分される： <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 基本規則：ある事項を統制する本質的なルールを確立し、通常議会によって採択。</li> <li>➢ 執行規則：技術的にこれらの原則を整理し、EC 条約第 211 条を基礎にして委員会と議会によって採択。</li> </ul>
指令 (Directive) [RoHS, WEEE, ELV, WFD, CMD, EU 環境犯罪, Machinery, 産業排出権 (IED) など]	EU の指令は、含まれている目的が国内法に置き換えられたときのみ各国に効力を持つ。 EU 加盟国によって作成された (相互に束縛される) 集団的決定であり、欧州閣僚理事会と欧州議会においてその国の閣僚により可決する。 なお、国内法への置き換えに際し、加盟国にはある一定の裁量権が与えられる。 そのため、すべての加盟国の法令が完全に同一になるわけではない。 指令は、国内法の統一ではなく、調整を目的とするというのは、そのためである。 指令は、加盟国に一定の判断権限を与え、緩やかな統合を実現するために適した法令だが (別の観点から述べるならば、国内法の統一が困難な場合に制定される)、特に、域内市場の分野において多用される。 また指令は、定められた期間内に国内法に置き換えられなければならない (EC 条約第 249 条第 3 項および第 10 条第 1 項参照) という事も決められている。
決定 (Decision)	欧州連合の決定は、その当事者 (加盟国、会社または個人) を対象にして具体的な行為の実施あるいは廃止等が直接的に適用する。 決定の採用のための立法手続きは、課題となる事項により、共同決定、賛成、コンサルテーション (協議) の 3 つに分類される。
勧告 (Recommendation)	EU の勧告は、加盟国、企業および個人等に一定の行為の実施を期待することを欧州委員会が表明するものである。 拘束力はない。 単に義務的な力の欠如で指令と異なっているだけで、加盟国の立法の準備を目的とする間接的な法律文書である。
見解 (Opinion)	EU の見解は、特定のテーマについて欧州委員会の意思を表明したもので、拘束力はない。



図表 2 EU グリーンディールの全体像

## 特集 2

# 世界のRoHS

## ～最近の進捗と EU RoHS との相違点について～

(一社)東京環境経営研究所 名誉フェロー  
(株)ワールド・ビジネス・アソシエイツ 顧問  
中小企業診断士 杉浦 順 (すぎうら じゅん)

### はじめに

世界のRoHSを巡っては、最近いろいろな動きが出ている。

本稿では、まずEU/RoHSの見直しの動向を俯瞰し、そのあとで各国の導入状況を最近改訂などで動きがあった国を中心に解説する。

### 1. EU/RoHSの見直し動向

EU/RoHS指令は、EUに上市する電気電子機器に含まれる特定有害物質濃度を制限する法律として2006年に施行され(2002/95/EC:RoHS(I))、その後2011年にCEマーク対応などを追加して大幅な改正が行われた(2011/65/EU:RoHS(II))。

2015年には特定有害物質に、フタル酸ジエチルヘキシル(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、及びフタル酸ジイソブチル(DIBP)の4種類のフタル酸エステル類が追加されて、対象物質は合計で10物質となった。

以後現在に至るまで大きな改正は行われておらず、適用期限が切れる除外規定の見直しが継続的に行われてきた。

2022年に入って、2月から3月にかけてRoHS指令(2011/65/EU)見直しに関する意見募集(Call for Evidence)、3月から6月にかけてはコンサルテーション(Public Consultation)が行われて、その結果の概要が同年8月に公表された。最終結果は2022年第4四半期に発表されるとされていたが、2023年12月7日に報告書として公表された。

報告書の内容は、今後のRoHS指令見直しの方向性を示すもので、概略以下の6項目が提案されている。

#### 1) 科学的・技術的評価業務のECHAへの移管

目的: ・ 評価期間の短縮

- ・ REACH等他の法令との整合性確保
- ・ ECHAのITツールによる情報の一元化

#### 2) 適用除外制度の見直し

目的: ・ 有効期間及び移行期間の柔軟化

- ・ 申請の簡素化と効率化
- ・ 使用実態を考慮した市場関連性の評価

#### 3) 対象範囲と附属書の整理

目的: ・ 対象機器の見直し(商用ソーラーパネル等)

- ・ 附属書Ⅲ、Ⅳの整理(期限切れ項目削除、記載の簡素化等)

### 4) 新たな制度の導入

- 目的: ・ 除外申請料等徴収  
・ 再利用品規定の簡素化による利用促進  
・ リサイクル材料の優遇

### 5) 他法令との整合性強化

- 目的: ・ REACH, WEEE, EPR 等との整合性

### 6) FAQ やガイダンスの更新

### ⑩ 自動ディスペンサー

- ⑪ 上記のカテゴリーのいずれにも含まれないその他の EEE

### 3) 適用除外製品: 以下の 11 分野の製品(第 2 条 4)

- (a) 特に軍事目的を意図した武器、軍需品及び戦争物資を含む、加盟国の安全保障の本質的な利益を保護するために必要な装備

- (b) 宇宙に送るように設計された機器

- (c) 除外されているか、この指令の範囲に含まれない別のタイプの機器の一部として、特別に設計され、設置される機器であり、その機器の一部である場合のみその機能を果たすことができ、同じ特別に設計された機器のみに交換することができる装置

- (d) 大規模な固定式産業用装置

- (e) 大規模な固定設備

- (f) 型式承認されていない電気二輪車を除く、人又は物の輸送手段

- (g) 業務用に限定された非道路移動機械

- (h) アクティブな埋め込み型医療機器

- (i) 太陽光からエネルギーを生成し、公共、商業、産業、及び住宅用途向けに定義された場所で恒久的に使用するために、専門家によって設計、組み立て、設置されたシステムで使用されることを意図した太陽光発電パネル

- (j) 研究開発のみを目的として特別に設計された機器は、企業間ベースでのみ利用可能

- (k) パイプオルガン

### 4) 適用除外用途: 附属書 III (すべての電気電子製品)、附属書 IV (カテゴリー⑧、⑨)

適用除外には有効期限が決められている。期限までに科学的・技術的・信頼度的に代替又は除去が不可能な場合、又は代替による副作用が便益を上回る場合には、期限延長を申請することができる。欧州委員会は申請の妥当性を外部コンサルタントに検討依頼(Pack)し、認められれば期限の延長ができる。結論が出るまでは有効

## 2. EU/RoHS (II)

見直しの動きはあるが、EU/RoHS 指令は依然として各国の電気電子機器含有有害物質規制のデファクトスタンダードであるので、ここで整理をしておきたい。EU では、RoHS (II) 施行に伴い RoHS (I) は失効しているが、各国の RoHS 相当規制は制定時期や国情に応じて RoHS (I) 相当の規制も少なからず存在するので、RoHS (I) と RoHS (II) を比較して示す。

RoHS (II) は、全 28 条と 8 附属書で構成されている。規制内容の概要を以下に示す。

- 1) 規制対象製品: 電流又は電磁界に依存する機器、及びそのような電流及び電磁界の生成、伝達、及び測定用の機器であり、定格電圧が 1000 V、直流 1500 V を超えないで使用するように設計された機器(第 3 条(1))

- 2) 適用製品カテゴリー: 以下の 11 カテゴリー(附属書 I)

カテゴリーにより適用時期や構成部品への特定有害物質の用途除外が異なる。

- ① 大型家電

- ② 小型家電

- ③ IT 及び電気通信機器

- ④ 民生機器

- ⑤ 照明器具

- ⑥ 電気及び電子工具

- ⑦ 玩具、レジャー、スポーツ用品

- ⑧ 医療機器

- ⑨ 工業用監視及び制御機器を含む監視及び制御機器

# ベトナム化学品法の改正動向

日本ケミカルデータベース(株)  
グローバル・コンテンツ&サービス部 シニア スペシャリスト  
鈴木 亨 (すずき とおる)

## はじめに

ベトナムの化学品法(06/2007/QH12)は、同国における化学品の生産、取引、輸出入、輸送、保管、使用、廃棄などベトナムにおける化学品の取り扱いを包括的に規制する法律である。2008年の同法施行以来、ベトナムの化学産業は目覚ましい発展を遂げてきており、現行法の規定は、もはやベトナムの現状にそぐわないものとなっていた。そこで、ベトナム政府は、化学品法の改正ならびにその下位法令の策定について検討してきている。本稿では、化学品法改正に至るこれまでの経緯と、現状の改正案の内容、今後のスケジュール等について概説する。

## 1. 化学品法改正に至るこれまでの経緯

ベトナムの化学品管理に関する包括的な法律である化学品法は2007年11月21日の第12回国会第2会期で可決され、2008年8月1日に施行された。

ベトナム商工省化学品庁(Vinachemia)によれば、化学品法の施行から16年を経て、同国の社会経済発展にプラスの影響をもたらしたという。主な成果とし

て、業界の安定的な成長(年間10~11%)、国内の生産能力の向上、先進技術の導入といった経済効果、化学物質に対する安全意識の向上、国際条約への効果的なコンプライアンス、事故防止システムの強化といった社会面・安全面での成果、国家化学物質データベースの作成、情報管理の近代化といったインフラ整備などが挙げられている。

一方で、課題もあり、対象範囲と定義があいまい、化学製品の分類が不適切、有害化学物質基準が限定的といった基準的枠組み、投資優遇措置が不十分、プロジェクト協議要件が不適切、グリーンケミストリーへの対策が限定的といった業界の発展に関する分野、化学物質のライフサイクル管理における埋まらないギャップ、安全に関するトレーニングの実施が不十分、緊急対応能力が限定的といった安全性と管理に関する点が挙げられている。

2021年1月25日から2月1日にかけて開催された第13回共産党全国代表者大会で採択された「2021~2030年10ヶ年社会経済発展戦略」<sup>1)</sup>によれば、国の発展への願望を呼び覚まし、ベトナム人の文化的価値と人間性、時代の力を強く発揮させ、あらゆる資源を動員し、科学・技術、革新、デジタルトランスフォーメー

ションを基盤として、急速かつ持続可能な発展を遂げることにより、ベトナム共産党創立100周年である2030年までに現代的な産業を有する中所得国となり、ベトナム民主共和国(現在のベトナム社会主義共和国)建国100周年である2045年までに高所得の先進国となることを目指すとしている(高所得国入りの目標は、2022年10月に公布された「2021年から2030年の10年間の国全体計画、および2050年までのビジョンについて」<sup>2)</sup>により、2045年ではなく2050年までに達成する目標として見直されている)。

2024年の法律および条例策定プログラムの調整に関する国会常任委員会の2023年12月18日付決議第41/2023/NQ-UBTVQH135号に基づき、法律文書公布法の規定に従って化学品法(改正)の草案策定が行われた。十分な科学的かつ実践的な根拠を得るために、規定に従って各省庁、機関、地方自治体、組織、個人から意見を集めるほか、起草機関は、多くの会議、セミナー、討論会を開催し、国内外の各省庁、機関、地方自治体、企業、協会、専門家、国際組織、科学者から意見を集めた。

法務省は、2024年5月29日に草案に関する審査会議を開催し、2024年6月6日付で評価報告書第132/BCTĐ-BTP号を発行した。起草機関は、法務省の評価意見を受領して、法律案の書類を完成させた。

政府は2024年6月13日に会議を開催し、草案の内容について意見を述べ、2024年2月24日付決議第97/NQ-CP号で草案を承認した。政府関係者の意見に基づき、起草機関は化学品法(改正)の草案を完成させた。

現在までに化学品法(改正)の草案は基本的に完成しており、政府はこれを国会常任委員会と国会に提出し、第8回国会(2024年10月)で議論し、意見を求めた。

今後、2025年6月に、化学品法(改正)の正式制定、12月に下位法令の制定、2026年1月1日に、化学品法(改正)および下位法令の施行を予定している(2025年5月現在)。

なお、筆者は、本年4月にベトナム当局(Vinachemia)と面談を行ったが、当局によると、今後、4件の政令を作成する予定であり、その内容は、1)化学物質の一般的な管理、具体的には、登録手続き、製造販売、輸出入、2)化学産業への投資、化学物質の安全、3)化学品のリスト、4)罰則規定とのことである。これらの政令案に対し、本年9月にパブリックコンサルテーションを実施予定であるとのことであった。

## 2. 改正案の適用範囲

化学品法(改正)案の2025年4月現在の最新版である第7草案では、適用範囲は、第1条に定められており、「本法は、化学産業の発展、化学物質の取り扱い、製品中の危険化学物質、化学物質の取り扱いにおける安全性とセキュリティ、化学物質の取り扱いに関する組織および個人の責任、権利、義務、化学物質に関する国家管理、化学物質分野における情報提供に関する原則と政策を規定する」とされている。

## 3. 改正案各条項の概要

化学品法(改正)案は、ベトナム政府が国会に提出した4つの政策にほぼ従っている。すなわち、化学産業の持続可能な開発—基盤的かつ近代的な産業へ—、ライフサイクル全体にわたる一貫した化学物質管理、製品中の化学物質の管理、化学物質の安全・安心を徹底するための効率性の向上である。

第7草案は8章50条項からなっており、以前の草案に比べるとコンパクトにまとめられている。各章は、具体的には次のように構成されている。

### 第1章 一般規定:3条項(第1条から第3条)

本章では、第1条 適用範囲、第2条 用語の解釈、第3条 禁止行為が定められている。用語の解釈の中に、新規化学物質の項目があるが、ここで、「新規化学物質とは、国家化学物質リスト、本法に規定される



## 重要鉱物をめぐる地政学的動向

—欧州重要原材料法に注目して—

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー(同)  
平木 綾香 (ひらき あやか)

EUでは、欧州グリーンディールの政策として、多くの法規やプロジェクト等が策定されている。今回は、EUでの経済活動への影響だけでなく、地政学も絡み合う、「重要原材料法(CRMA)」について取り上げる。まずは、重要鉱物のグローバルな現状を説明いただいた後、重要原材料法の概要と他の法規との関係、そして、今後求められる対応について、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー(同)平木氏に解説いただいた。ぜひ、ご一読いただきたい。

### はじめに

世界経済は、「ビッグ・オイル(Big Oil)」から「ビッグ・ショベル(Big Shovel)」への転換期にある。人工知能(AI)の普及やデジタル・トランスフォーメーション(DX)、グリーン・トランスフォーメーション(GX)の加速により、リチウムやレアアースをはじめとする重要鉱物の戦略価値が急速に高まっている。各国は、これら重要鉱物の安定供給を「経済安全保障」の問題として捉え、資源の囲い込み競争を繰り広げている。

2010年には、中国が尖閣諸島問題を背景にレアアースの対日輸出規制を発動し、日本の産業界に大きな混乱をもたらした<sup>1)</sup>。このように重要鉱物は、国家間の外交・経済交渉における武器(経済的威圧)として使われ得るため、鉱物資源の安定供給の確保は、各国政府のみならず企業にとっても最優先課題となっている。

本レポートでは、欧州連合(EU)の重要原材料法

(Critical Raw Materials Act: CRMA)の動向に着目しながら、米中関係やグローバルサウス諸国の台頭などの文脈から重要鉱物をめぐる地政学的潮流を概観し、今後の行方を展望したい。

### 1. 重要鉱物と地政学リスク

まず、各国がなぜ重要鉱物をめぐって激しい獲得競争を展開しているかについて触れておきたい。クリーンエネルギー社会への転換の波が押し寄せる現代において、脱炭素化と経済成長の両立を実現するカギとなるのが、「重要鉱物」である。重要鉱物の定義は国によって異なるが、一般的に「経済的に価値が高く、産業や技術の発展、脱炭素化社会の実現に不可欠な鉱物」を指す。例えば、リチウム、コバルト、レアアースなどがこれに含まれ、自動車や電子機器、医療、宇宙・防衛など多岐にわたる分野で使用されてい

月刊

# 化学物質 管理

Vol.9  
2024.8~2025.7

月刊：毎月1回発行  
年12冊(年間購読)  
体裁：A4 モノクロ  
頁数：70-100頁  
(号により変動)  
価格：冊子版のみ 55,000円  
(税込(消費税10%))  
(年間購読：12冊)  
ISSN：2424-1180

★「冊子版のみ」の他に  
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も  
ご準備しております。

★月1回のメールマガジン配信中!  
化学物質管理に関する情報をお届けします!

★ホームページではコラム等も更新中♪  
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。  
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

## Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、  
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

### 刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」  
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応する  
のに苦慮している」  
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」  
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ  
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という  
媒体での情報提供を企画。月刊誌。

### 主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、  
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、  
その他実務担当者

### 充実の ラインナップ

### 特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則  
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等  
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール  
など喫緊の課題の動向・対応策

### 本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

### キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など  
関連官庁をはじめ  
工業会、大手企業など  
業界のキーマンに聞く!

法令改正や法令対応、  
化学物質管理に関する  
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構